

自由金利型定期預金(大口定期預金)

令和6年10月1日現在

| | |
|--|---|
| 1. 商品名(愛称) | ・ 自由金利型定期預金(愛称:大口定期) |
| 2. 販売対象 | ・ 法人、個人 |
| 3. 期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式…1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・ 満期日指定方式…1か月超5年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 |
| 4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・ 満期日以後に一括して払戻します。 |
| 6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。</p> ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 |
| 7. 税金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。 |
| 8. 手数料 | ————— |
| 9. 付加できる特約事項 | ・ 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に、0.5%上乗せした利率) |
| 10. 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について以下の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払額が複数ある場合は、各中間利息の合計額)と期限前解約利息との差額を計算します。 ① 預入日1ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします)のうち最も低い利率。 <ul style="list-style-type: none"> A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率－(約定利率×30%) C. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) <p style="text-align: center;">預入日数</p> |

[商品概要説明書]

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>② 預入日の1ヵ月後応答日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは%とします)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率－(約定利率×30%)</p> <p>B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> |
| <p>11. 金利情報の入手方法</p> | <p>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p> |
| <p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p> | <p><苦情処理措置></p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。</p> <p>大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地</p> <p>・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話からは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp</p> <p>・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。</p> <p><紛争解決措置></p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>13. その他参考となる事項</p> | <p>・預金保険制度の付保対象預金です。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</p> |